

財 政 健 全 化 計 画

(平成19年度から平成23年度まで)

平成19年6月

宮 城 県 美 里 町

目 次

1	はじめに	1
2	財政の現状及び課題	2
3	将来の財政見通し	6
4	財政健全化計画の基本方針	7
5	財政健全化の重点事項と具体的な取組み	9
6	おわりに	12
◇	財政計画（財政健全化計画実施後）	13
◇	財政用語の解説	14

1 はじめに

平成18年1月1日に小牛田町と南郷町が合併し、新町「美里町」が誕生しました。本町におきましては、合併以来、事務事業や職員定数などの見直しを行ってきました。

しかしながら、三位一体の改革による地方交付税の大幅な減少、町税の収納率の低下、そして経常収支比率が89.2%（平成18年度見込み）となるなど、たいへん厳しい財政状況となっています。

このような状況の中、今後5年間の財政見通しでは、平成19年度から平成23年度までの累計で19億2千4百万円の財源不足が生じると見込まれます。

特に財政運営上の大きな山場は、平成22年度及び平成23年度であると見込まれ、基金をすべて活用したとしても限度があり、本町の実質赤字比率が財政再建団体の指定要件である20%を超え、たいへん厳しい内容となることが予測されます。

財政再建団体の指定回避のため、今後は、歳入規模にあった歳出構造の確立と新たな行政需要に柔軟に対応できる財政構造に転換するとともに、町民福祉に直結する事業を厳選し、重点的な財源配分をさらに徹底する必要があります。

このためには、財政状況を分析し、財政悪化の原因を把握するとともに、財政健全化の目標を定め、その目標の実現に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、自主性、自律性及び柔軟性の高い健全な財政運営を確立するため、美里町財政健全化計画を策定します。

2 財政の現状及び課題

(1) 歳入歳出総額の推移（普通会計決算）

本町の平成17年度の普通会計決算は、合併した年度の決算ということもあり、1億6千840万8千円の実質収支を確保しました。

実質収支の確保がなされた反面、歳入の根幹である町税の収入額については、平成16年度までは毎年度減少していましたが、平成17年度で1.3%の増に転じました。また、三位一体の改革により、地方交付税及び臨時財政対策債が減少するなど厳しい歳入の状況に変わりはありません。

歳入・歳出決算の推移（普通会計）

(単位：千円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	10,068,381	10,009,342	9,696,582	10,834,994	10,499,255
歳出	9,925,218	9,833,899	9,539,726	10,650,396	10,270,244
形式収支	143,163	175,443	156,856	184,598	229,011
翌年度に繰り越すべき財源	61,692	55,128	15,918	16,190	24,362
実質収支	81,471	120,315	140,938	168,408	204,649

(注) 平成18年度は、決算見込額です。

(2) 経常収支比率の推移（普通会計）

本町の経常収支比率は、ここ数年上昇傾向を示しており、特に平成16年度決算においては、91.6%と急激に上昇しました。

歳入では経常一般財源に加算される普通交付税や臨時財政対策債が減少している反面、歳出では人件費、公債費などが増加しており、財政の硬直化が一段と進んでいます。

今後、経常収支比率の改善に取り組み、財政構造の弾力性を確保していくことが急務となっています。

経常収支比率の推移

(単位：%)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収支比率	88.2	85.9	91.6	89.6	89.2
人件費	33.1	34.0	36.4	35.6	33.2
公債費	16.5	14.0	15.1	15.7	16.0
物件費	11.2	9.9	10.1	11.8	11.8
繰出金	10.5	10.7	11.1	9.6	10.8
補助費等	13.9	13.6	14.7	12.6	14.4
扶助費その他	3.0	3.7	4.2	4.3	3.0

(注1) 平成18年度の数値は、見込みです。

(注2) 経常収支比率

◇健全エリア・・・75%未満 ◇準警戒エリア・・・75%以上80%未満

◇警戒エリア・・・80%以上90%未満 ◇危険エリア・・・90%以上

(3) 財政調整基金及びその他特定目的基金の推移

財政調整基金の残高は、ここ数年横ばいで推移していましたが、平成17年度は急激に減少しました。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

この残高が確保されていなければ、予定していない財政需要への対応が難しくなります。また、基金合計では、平成14年度と平成18年度を比較しますと、約1億1千5百万円の減少となっております。

平成16年度は、三位一体の改革の初年度であり、地方交付税や臨時財政対策債の減額により各種基金の取崩額が大きくなり、平成17年度の地方交付税は前年度程度確保できたものの、臨時財政対策債の減額がさらに続き、歳出面では合併に伴う準備経費の増加並びに投資的経費及び公債費の増加の影響により、取崩しが大きくなりました。

財政調整基金の適正規模は、一般的には標準財政規模の1割程度とされており、本町の平成18年度の標準財政規模が60億5千万円程度となっていることから6億円以上の財政調整基金残高が必要であります。平成18年度においては、6億円の残高を確保したところでありますが、今後も、基金の確保に向けて取り組む必要があります。

財政調整基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
積立額	68,325	57,323	112,684	70,180	100,382
取崩額	38,873	0	111,425	356,589	0
年度末残高	730,660	787,983	789,242	502,833	603,215

減債基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
積立額	20,169	172	139	30,026	190
取崩額	50,074	52,641	51,772	58,825	0
年度末残高	303,843	251,374	199,741	170,942	171,132

その他特定目的基金の推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
積立額	134,331	157,346	40,003	75,501	591,010
取崩額	312,539	101,982	249,389	225,167	142,152
年度末残高	1,026,712	1,082,076	872,690	723,024	1,171,882

基金合計

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
積立額	222,825	214,841	152,826	175,707	691,582
取崩額	401,486	154,623	412,586	640,581	142,152
年度末残高	2,061,215	2,121,433	1,861,673	1,396,799	1,946,229

(注) 平成18年度は、見込額です。

(4) 起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率、将来債務比率等の推移

起債制限比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として地方公共団体の起債制限に用いられるものであり、具体的には地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に対する割合で過去3年度間の平均値をいいます。現在、起債制限比率が20%以上の団体には一般単独事業に係る地方債を、30%以上の団体には一般公共事業のうち災害復旧事業等を除いた事業等の地方債を許可しないものとされています。

公債費比率は、地方債の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合をいいます。また、実質公債費比率は、平成18年度から起債の協議制移行に伴い導入された財政指標で、18%以上になると起債の許可が必要となります。

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいいます。

これら地方債に関する指標は、公債費の負担がどの程度財政を圧迫しているかを見るもので、本町の数値は、おおむね適正な値となっております。

しかしながら、地方交付税の代替措置となっております臨時財政対策債の借入れに伴う公債費の増加が今後も見込まれるため、楽観を許さない状況となっております。

このため、今後とも起債に当たっては、償還額とのバランスを十分検討していく必要があります。

将来債務比率は、地方債の現在高と債務負担行為支出予定額の合計額を標準財政規模で除して算出する将来債務の状況を表す指標です。

地方債残高の増加と標準財政規模の減少により、比率は上昇傾向を示しています。将来の債務負担は、財政の硬直化の要因となっております。

起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率、将来債務比率、実質公債費比率の推移 (単位：%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
起債制限比率	7.8	6.5	6.0	6.7	8.3
公債費比率	13.5	10.9	12.0	12.4	12.3
公債費負担比率	14.8	12.3	13.4	13.3	14.8
将来債務比率	181.8	208.0	228.5	225.9	230.3
実質公債費比率				16.2	17.0

	健全エリア	準警戒エリア	警戒エリア	危険エリア
起債制限比率	10%未満	10%以上13%未満	13%以上15%未満	15%以上
公債費負担比率	10%未満	10%以上15%未満	15%以上20%未満	20%以上
将来債務比率	150%未満	150%以上200%未満	200%以上250%未満	250%以上
公債費比率	※15%を超えると財政運営に要注意。20%を超えると危険な状態			
実質公債費比率	※起債が協議制から許可制に移行する実質公債費比率は、18%以上です。			

(注1) 実質公債費比率の平成17年度の数値は、平成15年度、平成16年度及び平成17年度の3か年度の平均値です。

(注2) 平成18年度の数値は、見込みです。

(5) 地方債残高の推移

地方債残高は、地方交付税制度の改正に伴い臨時財政対策債が新たに設けられたことにより、また元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される合併特例債の借入れが増えたため、上昇傾向が続いております。

(単位:千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般公共事業債	931,334	913,507	900,136	863,454	883,605
一般単独事業債	3,150,106	3,127,659	3,437,647	4,134,879	4,586,612
うち合併特例事業債	0	0	0	972,400	1,767,200
臨時財政対策債	551,300	1,332,800	1,874,000	2,284,326	2,626,947
その他地方債	5,014,628	5,016,212	4,839,700	4,529,174	4,373,707
合 計	9,647,368	10,390,178	11,051,483	11,811,833	12,470,871

(注)平成18年度は、見込額です。

(6) 町税の収入額及び収納率の推移

過去5年間の町税の収入額及び収納率の推移は、下記の表のとおりです。平成14年度と平成18年度の収入額を比較してみますと、8千424万4千円の減少となっております。また、町税の収納率においては、平成14年度の91.5%から平成18年度の88.2%へと減少傾向が続いております。

町税の収入額及び収納率の推移

(単位:千円・%)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入額	2,338,664	2,234,543	2,230,124	2,258,274	2,254,420
うち町民税	815,290	768,493	727,075	737,334	795,512
うち固定資産税	1,218,718	1,160,473	1,190,760	1,214,542	1,155,596
収納率	91.5	90.2	89.5	88.1	88.2

(注1)町税の収納率は、現年度分と過年度分の合計額に対する収納率です。

(注2)平成18年度町税の収入額は、決算見込額です。

(7) 地方交付税及び臨時財政対策債の推移

地方交付税は、毎年度減少しており、財政悪化の大きな要因であります。平成14年度と比較して、平成18年度は約3億2千万円の減となっております。一方、その財源措置として、臨時財政対策債の発行が許可されているものの、地方交付税と併せても、平成14年度と比較して、平成18年度は約3億1千万円の減となっております。

地方交付税の推移

(単位:千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
普通交付税額	3,643,895	3,221,255	3,131,891	3,159,214	3,126,534
特別交付税額	293,781	481,505	314,077	318,176	494,453
計	3,937,676	3,702,760	3,445,968	3,477,390	3,620,987

臨時財政対策債の推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
臨時財政対策債	367,000	781,500	541,200	420,000	373,000

地方交付税及び臨時財政対策債の計

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
計	4,304,676	4,484,260	3,987,168	3,897,390	3,993,987

(8) 義務的経費及び投資的経費の推移

義務的経費は、平成14年度以降、増加傾向にありましたが、平成18年度においては減少に転じました。人件費の減少が主な要因であります。

投資的経費では、平成14年度以降、毎年度減少傾向にありましたが、平成17年度で合併特例債等の活用により増加に転じました。

町税をはじめとした自主財源を確保し、投資的経費を確保しながら義務的経費など経常的経費の削減に取り組む必要があります。

義務的経費及び投資的経費の推移 (普通会計)

(単位：千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
義務的経費	3,878,363	3,862,693	3,962,542	3,991,894	3,873,211
人件費	2,461,980	2,518,454	2,524,330	2,466,298	2,347,040
扶助費	279,039	378,655	427,745	461,528	436,873
公債費	1,137,344	965,584	1,010,467	1,064,068	1,089,298
投資的経費	2,072,189	1,860,698	1,736,457	2,540,088	1,581,742

3 将来の財政見通し

平成19年度当初予算をベースに平成23年度までの期間の普通会計決算ベースでの歳入歳出を推計してみると、定員適正化計画に基づく職員数の減少を見込んでも、平成20年度以降は大きな財源不足が生じるものと見込まれます。

現在、集中改革プランの実施に取り組んでおりますが、この計画期間(平成19年度から平成21年度まで)が終了した後も、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。

社会経済情勢の変化そして新たな行政需要に柔軟に対応できるような財政構造にする必要があります。

歳入決算の見通し

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町 税	2,254,420	2,488,446	2,520,397	2,509,814	2,506,594	2,510,354
地方交付税	3,620,987	3,566,966	3,482,165	3,386,569	3,370,432	3,322,253
国県支出金	1,212,313	886,151	859,869	864,344	667,428	704,239
地方債	1,523,100	1,118,800	1,097,150	908,650	1,964,600	567,000
その他歳入	1,888,435	929,362	929,362	929,362	924,362	924,362
歳入合計	10,499,255	8,989,725	8,888,943	8,598,739	9,433,416	8,028,208

歳出決算の見通し

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
義務的経費	3,974,104	4,229,115	4,243,378	4,234,579	4,062,504	4,027,075
人件費	2,347,040	2,359,208	2,306,970	2,201,698	2,039,545	1,962,545
扶助費	436,873	513,700	518,640	520,239	521,268	520,670
公債費	1,089,298	1,221,589	1,281,951	1,364,063	1,343,503	1,390,822
債務負担行為分	100,893	134,618	135,817	148,579	158,188	153,038
投資的経費	1,581,742	1,064,882	1,060,599	637,967	1,918,584	643,890
物件費	1,217,076	1,134,989	1,134,989	1,134,989	1,134,989	1,134,989
繰出金	1,442,660	1,343,158	1,350,437	1,360,604	1,366,515	1,371,131
その他歳出	2,054,662	1,401,428	1,403,984	1,646,117	1,412,095	1,409,770
歳出合計	10,270,244	9,173,572	9,193,387	9,014,256	9,894,687	8,586,855

歳入歳出差引額

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入歳出差引額	229,011	△183,847	△304,444	△415,517	△461,271	△558,647

地方債残高の見通し

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般公共事業債	883,605	897,582	885,387	869,145	841,966	805,924
一般単独事業債	4,586,612	4,818,054	5,086,438	5,137,393	6,352,825	6,098,309
うち合併特例事業債	1,767,200	2,419,500	3,105,290	3,545,180	5,068,576	5,090,500
臨時財政対策債	2,626,947	2,888,639	3,087,292	3,261,382	3,413,501	3,548,508
その他地方債	4,373,707	3,996,733	3,603,070	3,197,254	2,812,661	2,444,564
合 計	12,470,871	12,601,008	12,662,187	12,465,174	13,420,953	12,897,305

一般会計における臨時財政対策債は、国の制度改正に伴う地方の財源補てんの意味合いで借入れしているものであり、平成19年度以降についても借入れを予定していることから、上昇傾向が続きます。

臨時財政対策債を除く地方債の見通しについては、平成18年度末残高が約98億円で、平成19年度以降については、国営かんがい排水事業費償還（約20億円）に係る新たな多額の起債が発生することから、平成22年度がピークで約100億円程度となります。

一般会計における平成23年度末残高は、約129億円と推測しています。

4 財政健全化計画の基本方針

(1) 計画の目的

本格的な地方分権時代を迎えたものの財政状況は、依然厳しい状況下にあります。また、少子高齢化の進展、団塊世代の大量退職など社会経済情勢が変化していく中で、これに対応した行財政基盤の確立、行政サービスの充実を図っていかねばなりません。

三位一体の改革による地方交付税の見直し等により今後も厳しい財政状況が続くものと予

測されます。こうした厳しい財政状況の中でも行政サービス水準を維持することが求められ、また新たな行政需要に対応することも必要になってくると考えられます。

そのためには、財政基盤の確立を図るとともに安定した運営が求められます。町税等の歳入確保に努めるとともに、施策の有効性と効率性を図りながら歳入規模に見合った財政運営を行うため、中期的な視点による財政運営の健全化に向けた計画を策定するものであります。

(2) 計画期間

計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

なお、取組状況については毎年度終了後、速やかに、公表するとともに、計画内容についても毎年度必要な見直しを行っていきます。

(3) 財政健全化の方向

経常収支比率、将来債務比率、実質公債費比率及び町税収納率の4つの指標を改善する方向で財政の健全化を図ります。

① 経常収支比率の改善

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費、維持補修費などに充当された一般財源の額が、町税、地方譲与税、地方交付税など経常的に収入される一般財源の総額に占める割合をいい、財政の弾力性を測定する指標とされています。

経常収支比率が低ければ低いほど、投資的経費に充当する財源に余裕があるということになります。

経常収支比率が高くなる要因としては、歳入においては景気低迷による町税収入の減少、歳出においては経常的支出の増加が挙げられます。

平成16年度決算では91.6%でしたが、平成17年度決算では89.6%と2ポイント減少しておりますが、財政の健全化を図り、経常収支比率を更に引き下げるには、経常的収入を確保するとともに義務的経費をはじめとした経常的経費を削減する必要があります。そして、投資的経費へ充当できる一般財源を確保し、行政需要に対応していく必要があります。平成23年度決算における経常収支比率は、90%程度を目標とします。

② 将来債務比率の改善

将来債務比率は、標準財政規模に対する地方債残高及び債務負担行為支出予定額の合計額の割合です。

地方債は、都市基盤整備を進める上では、貴重な財源の一つであり、世代間の負担の公平という観点から取り入れられている制度です。

債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、後年度において経費支出が予想されるものです。

これら地方債残高と債務負担行為支出予定額の増加は、債務額の増加を招き、財政を圧迫する要因の一つとなっておりますので、地方債残高及び債務負担行為支出予定額の増加を抑える必要があります。

しかしながら、地方交付税制度の変更に伴う、臨時財政対策債発行など地方債の残高は増加傾向にありますので、発行額と償還額のバランスをとる必要があります。平成23年

度決算における将来債務比率は、200%以下を目標とします。

③ 実質公債費比率の改善

実質公債費比率は、平成17年度単年度で16.6%（平成15年度から平成17年度までの3か年度平均で16.2%）となっており、3か年度平均で平成20年度は18.9%、平成23年度では20.4%と推計され、起債については協議制から許可制に移行する見込みであります（協議制から許可制に移行する比率は、18%以上となっています）。

起債借入れについては、できるだけ有利な起債を活用するとともに上限額を設け、実質公債費比率を引き下げる必要があります。

平成23年度末での起債残高を一般会計で128億円程度、実質公債費比率（単年度）20%以下を目標とします。

④ 町税の収納率の向上

町税の過年度分も含めた収納率は、平成16年度に90%を下回り、平成17年度においては更に落ち込み88.1%と低迷しています。

これは、長引く景気の低迷を受け、滞納繰越分の収納率が低下したことが大きな原因となっています。

このため、平成19年度以降においては、町税の収入確保を図るため、訪問徴収の拡大やきめ細かな滞納整理を実施することとします。また、併せて課税客体の把握に努めることとします。

平成19年度から平成21年度までの期間における収納率を、毎年度、平成18年度対比で1%ずつ上げることが目標とし、平成21年度以降については91%以上の収納率となるよう徴収の強化を図ります。

5 財政健全化の重点事項と具体的な取組み

財政健全化を確実に推進していくために、集中改革プランを基本として、歳入の確保及び歳出の削減をはじめ、以下の項目について重点的に取り組みます。

(1) 歳入の確保

町税の収納率の向上を図るなど歳入の確保に努めます。

- ① 町税の収納率を向上させるため、コンビニエンスストアでも納付できるようにするなど納税環境を整えるとともに、税負担の公平性を確保するため滞納処分を積極的に実施します。また、こうした滞納処分を円滑に進めるため、徴収体制の確立を図ります。

目標額：548百万円

② 使用料等の確保及び見直し

町営住宅使用料の収納率向上を図ります。また、施設の利用促進に努め、使用料収入を確保します。

さらに、手数料、負担金の定期的な見直しも併せて行います。

目標額：20百万円

③ 町有地の活用及び売却

未利用の町有地について有効活用を図るとともに、利用予定のないものについて積極的に売却を進めます。また、貸付けについても検討します。

目標額：200百万円

④ その他自主財源の確保

広報紙、ホームページ、住民バス、小牛田駅東西自由通路等への有料広告の掲載、公共施設の命名権による自主財源の確保に努めます。

目標額：9百万円

(2) 歳出の削減（一般財源ベース）

公共施設の統廃合を進めつつ、経費の節減に努めます。

① 人件費の抑制

一般職の職員については、定員適正化計画に基づいて、職員の適正配置と職員数の削減に努めます。昇給、昇格制度、諸手当について見直しを行うとともに、時間外勤務手当については削減に努めます。また、特別職の給与等についても見直しを行います。

なお、財政計画における人件費については、定員適正化計画に基づく一般職の職員数の削減を見込んだ数値であります。

目標額：200百万円

② 事務事業経費の圧縮

事務事業については評価制度を導入し、定期的に見直しを行います。また、行政サービスの向上と物件費をはじめとした経費負担の両面から比較検討した上で業務の委託を行うなど、事務事業に係る経費の圧縮に努めます。

目標額：100百万円

③ 補助費等の見直し

補助費等については、交付基準等を明確にするとともに、その必要性や費用対効果を検証し、さらに整理合理化を図ります。また、単独扶助費についても見直しを行います。

目標額：80百万円

④ 普通建設事業

建設計画に位置づけられた事業を基本とした総合計画及び実施計画を策定する中で、各

事業の緊急性、必要性等について十分検討し、事業の推進を図ります。また、施設の整備に当たっては、管理運営も考慮したPFI方式について積極的に検討していくこととします。

⑤ 特別会計に対する繰出金の抑制

公共下水道事業特別会計をはじめとした各特別会計においても「中期経営計画」に基づいた中長期的収支を見通し、一般会計からの繰出金の削減に努めるとともに、平準化を図ります。

財政健全化計画による目標額の集計等

(1) 計画期間内の財源不足累計額 △1,924百万円

(2) 財政健全化計画における財源確保目標額の累計 1,157百万円

【内訳】

① 町税の収納率向上	548百万円
② 使用料等の確保	20百万円
③ 土地等の財産処分	200百万円
④ 広告料等	9百万円
⑤ 人件費の抑制	200百万円
⑥ 事務事業経費の圧縮	100百万円
⑦ 補助費等の見直し	80百万円

◇ 計画実施後の財源不足額{ (1) - (2) } △767百万円

※ 計画実施後の財源不足額は、各種基金で補う予定であります。

(3) 財政情報の公表等

予算や決算については、広報紙を利用してわかりやすく伝えます。また、ホームページを活用し、財政状況の公表に努めることとします。

平成23年度には本町全体の財務状況を表す連結でのバランスシートの作成に取り組みます。町の財政状況を町民の方々に分かりやすく伝え、行財政改革に対する理解が得られるようにしなければなりません。町民の方々と協働して財政健全化に取り組めるようにします。

財政健全化は、職員一人ひとりが、町財政の現状を理解し、職員自らが取り組みに参加できるようにする必要があります。予算編成方針説明会や予算案の説明会など財政状況を交えたきめ細かな情報伝達に努めます。

(4) 予算編成システムの見直し

予算編成の手法については、各部署の責任において予算編成を行えるシステムの検討を進め、歳出予算の抑制と事務の合理化を図ることとします。また、行政評価を予算編成に連動

させ、事前評価、事後評価、町民満足度、行政コストなどを予算編成に反映させる仕組みを検討することとします。予算編成については、常に改善すべき点を洗い出し、検討を進めていくこととします。

6 おわりに

今後も少子高齢化に伴う扶助費の増加、国営かんがい排水事業費償還等により、歳出増加傾向が続き、厳しい財政状況が続くことが予測されます。

健全な財政運営を確立できるかどうかは、組織・機構の見直しはもとより、財政健全化計画に基づき、歳入の確保とその歳入に見合った歳出構造への転換ができるかどうかにかかっています。

この計画期間中は厳しい財政状況にあることが推測されますが、この計画を実施することで、町民生活に影響を及ぼすことがないように努めてまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、この計画期間は、これまでの財政構造を見直すよい機会でもあると考えております。

財 政 計 画

(財政健全化計画実施後)

(単位:百万円)

財政推計		平成19年度 2007年度 1年目	平成20年度 2008年度 2年目	平成21年度 2009年度 3年目	平成22年度 2010年度 4年目	平成23年度 2011年度 5年目	1~5年目 計
歳入	1. 地方税	2,488	2,520	2,510	2,507	2,510	12,536
	2. 地方譲与税・交付金	588	588	588	583	583	2,930
	3. 地方交付税	3,567	3,482	3,387	3,370	3,322	17,128
	4. 分担金・負担金	51	51	51	51	51	254
	5. 使用料・手数料	154	154	154	154	154	770
	6. 国庫支出金	449	480	484	287	324	2,025
	7. 県支出金	437	379	380	380	380	1,957
	8. 財産収入・寄附金	11	11	11	11	11	54
	9. 繰入金	0	0	0	0	0	0
	10. 諸収入	126	126	126	126	126	629
	11. 繰越金	0	0	0	0	0	0
	12. 地方債	1,119	1,097	909	1,965	567	5,656
		うち臨時財政対策債	336	302	300	300	300
	うち合併特例債	652	697	509	1,575	184	3,618
歳入総額(A)		8,990	8,889	8,599	9,433	8,028	43,939
歳出	1. 人件費	2,359	2,307	2,202	2,040	1,963	10,870
	2. 物件費	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	5,675
	3. 維持補修費	30	30	30	30	30	151
	4. 扶助費	514	519	520	521	521	2,595
	5. 補助費等	1,262	1,263	1,263	1,264	1,265	6,317
	6. 公債費	1,356	1,418	1,513	1,502	1,544	7,332
	7. 積立金	0	0	238	0	0	238
	8. 投資・出資・貸付金	109	111	115	118	115	567
	9. 繰出金	1,343	1,350	1,361	1,367	1,371	6,792
	10. 建設事業費	1,065	1,061	638	1,919	644	5,326
歳出総額(B)		9,174	9,193	9,014	9,895	8,587	45,863
投資余力(C)=(A)-(B)		△ 184	△ 304	△ 416	△ 461	△ 559	△ 1,924

財政計画	184	304	416	461	559	1,924
歳入確保	184	237	331	356	436	1,544
町税収納率の向上	78	101	123	123	123	548
使用料等の確保	2	4	4	5	5	20
土地等の財産処分	0	100	100	0	0	200
広告料等	1	2	2	2	2	9
各種基金の活用	103	30	102	226	306	767
歳出削減	0	67	85	105	123	380
人件費の抑制	0	22	40	60	78	200
事務事業経費の圧縮	0	25	25	25	25	100
補助金等の見直し	0	20	20	20	20	80

(注) 四捨五入の都合により計が合わない箇所があります。

<健全化計画実施後の各指標の見込み>

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	5年平均
経常収支比率	92.0%	90.6%	91.4%	90.4%	90.2%	90.9%
起債制限比率	9.8%	10.7%	11.4%	11.5%	11.3%	10.9%
実質公債費比率	17.8%	18.9%	20.1%	20.4%	20.4%	19.5%

財政用語の解説

用 語	説 明
形 式 収 支	歳入決算額－歳出決算額
実 質 収 支	形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
義 務 的 経 費	<p>性質別経費のうち義務的、非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費をいいます。</p> <p>職員給与等の人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないし、扶助費は生活保護費等をはじめ法令の規定によって支出が義務付けられている。また、公債費は町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額である。</p>
地 方 交 付 税	<p>地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国税5税の一定割合の額（所得税の32%相当額、酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額）を、国が地方公共団体に対して交付するものである。地方交付税は普通交付税と特別交付税とに区別され、その比率は94対6とされている。</p> <p>普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える場合にその超える額を財源不足額として交付されるものであり、一方、特別交付税は、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映することができなかった特別な事情を考慮して交付されるもの。</p>
基準財政収入額	<p>基準財政収入額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入（税交付金を含む。）を一定の方法によって算定した額の合計額をいう。</p> <p>具体的には、①基準税額（標準税率の100分の75）をもって算定した法定普通税の収入見込額、②利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金の収入見込額の100分の75の額、③地方譲与税の収入見込額、④基準税率（100分の75）をもって算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額、⑤交通安全対策特別交付金の収入見込額の合計額をいう。</p>
基準財政需要額	<p>基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。</p>

	<p>地方公共団体が実際に支出した額又は支出しようとする額ではないことに注意しなければならない。</p>
合併特例債	<p>合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいう。合併特例債によって充当できるのは、対象事業費のおおむね95%で、さらに元利償還金の70%が基準財政需要額に理論的に算入される。</p>
財政力指数	<p>財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年度の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源（地方税収入のうち、基準財政収入額に相当するもの以外のもの、すなわち100分の25に相当する額を留保財源という。）が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</p>
標準財政規模	<p>その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な經常的一般財源の総量を示すものである。</p> <p>次の計算方法によって算定されたものをいう。</p> <p>標準税収入額等＋普通交付税額</p> <p>標準税収入額等＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100／75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金</p>
經常収支比率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、繰出金、維持補修費等のように容易に縮減することができない經常的経費に税、交付税等を中心とする經常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあつては80%、町村にあつては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。經常収支比率は、次の算式によって求められる。</p> <p>{（歳出総額のうち經常的経費に充当した一般財源）／（歳入総額のうち經常的一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債）}×100（%）</p>
起債制限比率	<p>起債制限比率（地方債許可制限比率）は、地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合（地方交付税が措置されるものを除く。）の過去3年度間の平均である。平成17年度まで地方債の許可制限の基準として用いられていた。</p> <p>起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限される。</p> <p>平成18年度からは代わりに実質公債比率等が用いられることとなったが、当分の間、一部の地方債の起債が制限されることとなる実質公債費</p>

	<p>比率25%以上の団体であっても、平成17年度の地方債許可方針に定める地方債許可制限比率が20%未満であれば、その制限が解かれるという補助的な基準として用いられている。過去3か年度の平均値で表される。</p>
公債費比率	<p>標準的に収入し得る一般財源に占める公債費の割合である。この比率が高いほど、公債費の増加が将来の住民の負担を強いることとなり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することになる。</p> <p>次の算式によって求められる。</p> $\left[\left\{ \text{地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還額及び転貸債償還額に係る分を除く。）} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \right\} / \left(\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} + \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \right) \right] \times 100 (\%)$
公債費負担比率	<p>地方税、地方交付税など一般財源の総額のうち、公債費に充当された一般財源の割合で、次の算式によって求められる。</p> $(\text{公債費充当一般財源} / \text{一般財源総額}) \times 100 (\%)$ <p>特定財源とは違って本来は地方公共団体が自由に使えるはずの一般財源が、現実はその程度地方債の返済に充てられているかを示している。この比率が高いほど自由に使える財源の幅がせばまり、財政の弾力性が乏しいことになる。</p>
将来債務比率	<p>標準財政規模に対する地方債年度末現在高と債務負担行為による翌年度以降支出予定額の合計額の割合で、地方公共団体における将来の支出義務の負担の度合いを示すもの。</p> <p>この比率が過大であると将来財政の硬直化が懸念される。</p>
実質公債費比率	<p>平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして新たに設けられた指標である。</p> <p>地方税、地方交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値である。</p> <p>実質公債比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。</p>
実質収支比率	<p>標準財政規模に対する実質収支の割合である。実質収支の黒字、赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。この赤字比率が、市町村にあつては20%以上となると地方財政再建促進特別措置法</p>

	により起債の発行が制限されることとなる。次の算式によって求められる。(実質収支／標準財政規模) × 100 (%)
臨時財政対策債	<p>地方財源の不足に対応するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて平成13年度から地方財政法第5条の特例債(臨時財政対策債)として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度、地方交付税基準財政需要額に全額算入されることになっている。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うことになっている。</p>
人件費	職員等に対し支払われる一切の経費であり、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、共済組合負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。
物件費	<p>経費の性質別区分の1つとして、主として人件費に対して用いられるもので、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称である。</p> <p>地方財政決算統計上は、賃金、旅費、交際費、需用費(ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く。)、役務費、備品購入費、委託料(反対給付のあるもので補助金的性格でないもの)、報償費(買上金に限る。)、使用料及び賃借料並びに原材料費であり、消費的経費に属する。</p>
維持補修費	維持補修費は、地方公共団体が管理する公共用又は公用施設の効用を維持するための経費をいう。通常、地方公共団体が所有する家屋、備品等の修理は、修繕費として歳出予算の需用費に計上される。
扶助費	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。町が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。歳出予算に係る節の区分中の「20扶助費」から支出される経費をいう。
補助費等	<p>町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対し、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。</p> <p>主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助及び交付金、補償補てん及び賠償金などが該当する。</p>
投資的経費	投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から成っている。